

◆ETCカード特約（個人用）

改定後	改定前
<p>第8条（会員保障制度） ～略～ 3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 ～略～ <u>（6）会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</u> <u>（7）前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u> <u>（8）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u> （削除） <u>（9）その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</u></p>	<p>第8条（会員保障制度） ～略～ 3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 ～略～ （新設） <u>（6）前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u> <u>（7）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u> <u>（8）ETCマイレージサービスを利用する会員のマイレージサービスのポイントおよび還元額（無料通行分）残高の減少により生じた損害</u> <u>（9）その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</u></p>
<p>第12条（再発行） 1. ETCカードの再発行は、<u>当社所定の方法で届け出を行い</u>、当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第12条（再発行） 1. ETCカードの再発行は、<u>当社所定の届け出を提出していただき当社が適当と認めた場合に限り行います</u>。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
<p>第17条（会員規約の適用） 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。 <u>ETCシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ETCシステム利用規程</u></p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html</p> <p style="text-align: center;"><u>ETCシステム利用規程実施細則</u></p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html</p>	<p>第17条（会員規約の適用） 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。 （新設）</p>